



公立図書館における複写

宮城県図書館 企画協力班 宇野亮一

はじめにご注意

この講義での著作権法の条文は、
☆令和3年5月30日にe-Govで確認したもの☆です。

複写物の公衆送信等に関する、令和3年度の著作権法改正はまだ反映されていません。
(可決はされましたが未施行なので。)
令和3年6月時点での業務を裏付ける条文であることにご注意ください。

改正がどのようなものであるか、今後どのような変化が見込まれるかについては、別途
講義4を視聴してください。

2



目次

- はじめに
- 条文を読む
- こんなときどうする

3



1 はじめに

4

はじめに：複製権

著作権法（以下「法」）第21条
「著作者は、その著作物を複製する権利を専有する。」

↓

○○をする権利を専有する=他人が○○することをコントロールできる

↓

著作者（著作権者）は複製をコントロールできる

が…

5

はじめに：権利制限「図書館等における複製」

法第31条第1項

「国立国会図書館及び図書、記録その他の資料を公衆の利用に供することを目的とする図書館その他の施設で政令で定めるもの（以下この項及び第三項において「図書館等」という。）においては、次に掲げる場合には、その當利を目的としない事業として、図書館等の図書、記録その他の資料（以下この条において「図書館資料」という。）を用いて著作物を複製することができる。」

一 図書館等の利用者の求めに応じ、その調査研究の用に供するために、公表された著作物の一部分（発行後相当期間を経過した定期刊行物に掲載された個々の著作物にあつては、その全部。第三項において同じ。）の複製物を一人につき一部提供する場合

二 図書館資料の保存のため必要がある場合

三 他の図書館等の求めに応じ、絶版その他これに準ずる理由により一般に入手することが困難な図書館資料（以下この条において「絶版等資料」という。）の複製物を提供する場合

↓

一定の場合、図書館等においては、著作権者の許諾によらず複製を行うことができる。

6

はじめに：権利制限「図書館等における複製」※注意※

法第31条第1項

「国立国会図書館及び図書、記録その他の資料を公衆の利用に供することを目的とする図書館その他の施設で政令で定めるもの（以下この項及び第三項において「図書館等」という。）においては、次に掲げる場合には、その當利を目的としない事業として、図書館等の図書、記録その他の資料（以下この条において「図書館資料」という。）を用いて著作物を複製することができる。」

図書館や利用者に「複製する権利」があるわけではありません。

著作権者の権利である「複製権」を、図書館等の公益性・重要性に鑑み、一定の条件下で制限する規定が「図書館等における複製」です。
利用者の利便性と、著作権者の権利保護を両立させることが必要です。

法第1条「この法律は、著作物並びに実演、レコード、放送及び有線放送に関し著作者の権利及びこれに隣接する権利を定め、これらの文化的な所産の公正な利用に留意しつゝ、著作者等の権利の保護を図り、もつて文化の発展に寄与することを目的とする。」

7

2 条文を読む



8

条文を読む：ポイント

法第31条第1項

「国立国会図書館及び図書、記録その他の資料を公衆の利用に供することを目的とする図書館その他の施設で政令で定めるもの（以下この項及び第三項において「**図書館等**」という。）においては、次に掲げる場合には、その**営利を目的としない事業**として、図書館等の図書、記録その他の資料（以下この条において「**図書館資料**」という。）を用いて著作物を**複製**することができる。

一 図書館等の利用者の求めに応じ、その**調査研究**の用に供するために、**公表された著作物の一部分**（発行後**相当期間を経過した定期刊行物**に掲載された個々の著作物にあつては、その**全部**）第三項において同じ。）の複製物を一人につき一部提供する場合

二 図書館資料の保存のため必要がある場合

三 他の図書館等の求めに応じ、絶版その他これに準ずる理由により一般に入手するこ
とが困難な図書館資料（以下この条において「**絶版等資料**」という。）の複製物を提供する場合

9

条文を読む：「図書館等」

「図書館等」においては…

↓

著作権法施行令 第1条の3

「法第三十一条第一項（法第八十六条第一項及び第二百二条第一項において準用する場合を含む。）の政令で定める図書館その他の施設は、次に掲げる施設で図書館法（昭和二十五年法律第百十八号）第四条第一項の司書又はこれに相当する職員として文部科学省令で定める職員（以下「司書等」という。）が置かれているものとする。

一 図書館法第二条第一項の図書館

【以下略】

↓

条例で定められた図書館（図書館法第10条「公立図書館の設置に関する事項は、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。」）

かつ

司書等が置かれていること

10

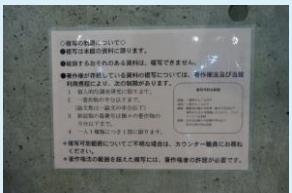
条文を読む：「においては」

図書館等「においては」…

↓

図書館が主体として複製を提供する
(当該施設の責任において)

無断で自由に使用できるコイン式複写機を設置する等は法の趣旨を逸脱する



11

条文を読む：「営利を目的としない事業」

営利を目的としない事業として…

↓

実費の徴収は認められるが、利益を上げて図書館会計の足しにすることはできない

※「営利を目的としない上演等（法第38条）」の「営利を目的とせず、かつ、聴衆又は観衆から料金を受けない場合」よりは緩やかな条件

12

条文を読む：「図書館資料を用いて」

図書館資料を用いて…

↓

当該施設の資料
(寄託保管で所有権は遺族にある物なども含まれるが、利用者が持参した物などは含まれない)

視聴覚資料なども含まれる
(条文上は電子データや録音・録画を提供することも可能)
※ただし後段の「できる」も参照のこと

データベース・インターネット情報等はこの条文の権利制限対象ではないと考えられる
(別途契約等で複製条件を定めている)

13

条文を読む：「図書館資料を用いて」追記

図書館資料を用いて=当該施設の資料 だが…

↓

「図書館間協力における現物貸借で借り受けた図書の複製に関するガイドライン」

他館からILLで借り受けた「図書」については、複製物の提供を行うことができる。

ただし、「利用者が求める図書の提供に当たっては、購入その他の手段により自館において構築した自館の蔵書によるべきであり、他館から図書を借用して提供するのは、それが入手困難な場合と、利用者が求める図書が自館の蔵書構築方針の観点から著しく例外的である場合に限ることを原則とする」(第8項)ことに留意。

また、雑誌等はこのガイドラインの対象にならない。

14

条文を読む：「複製」

「複製」することができる

↓

複製方法の制限は法的にはない

紙資料をスキャンしたデジタルデータ・音楽CDの個々の楽曲（の一部分=半分まで）といつても条文上は否定されないが、楽曲データの半分を提供することは実務上困難・流出を懸念する権利者の反発等が予想される
また、図書館による複製であるため、方法や範囲は図書館の決定による

メール・FAX送信やインターネット配信は公衆送信となり、複製権の制限に関わらず行えない

15

条文を読む：「できる」

複製することができる

↓

東京地裁平成7年4月28日判決
「図書館利用者に図書館の蔵書の複製権あるいは一部の複製をする権利を定めた規定と解することはできない」

↓

(制限の範囲以内での)どのような複製サービスを提供するかは、図書館の裁量による
紙での提供のみ・雑誌最新号は半分までではなく不可など…

16

条文を読む：「利用者の求めに応じ」

図書館等の利用者の求めに応じ…

↓

あらかじめ準備しておくことは不可
読み聞かせ参加者に絵本の拡大コピーを準備しておくといった運用はこの条文の権利制限対象ではないと考えられる

17

条文を読む：「調査研究」

調査研究の用に供するため…

↓

調べ物や学習行為など、学者等だけではなく児童等まで広く含まれるが、単に観賞のためにポスターをコピーするといったことは含まれないと考えられる

企業の業務としてリサーチを行うことなども含まれる（私的複製とは異なる）

18

条文を読む：「公表された」

「公表された著作物」の一部分を…

↓

一般的な図書館資料はほぼ問題とならないと考えられるが、未公表の著作物（例：著名人の日記を遺族から譲り受けた）は、図書館資料であっても複写できない

※ガラスケースで利用者に示している等は「公表」ではない
法第4条「著作物は、発行され〔中略〕公衆に提示された場合〔中略〕において、公表されたものとする。」

↑発行とは

法第3条「著作物は、その性質に応じ公衆の要求を満たすことができる相当程度の部数の複製物が、〔中略：正当な権利者に〕よつて作成され、頒布された場合〔中略〕において、発行されたものとする。」

19

条文を読む：「一部分」

公表された「著作物の一部分」を…

↓

「一部分とは、少なくとも半分を超えないものを意味するものと考えられる」（「著作権審議会第四小委員会（複写・複製関係）報告書」1976.9）

資料の一部分ではなく著作物の一部分（半分まで）
例：短編小説集では個々の小説の半分ずつまで

逆に複数巻にわたる大河小説・長編漫画等の「一部分」については、取引単位説・表題説・作品説などがある
判断基準を定めておくこと

20

条文を読む：「一部分」追記

公表された「著作物の一部分」だが…

↓

「複製物の写り込みに関するガイドライン」

「事典の一項目や俳句の一句、短歌の一首のような独立した著作物ではあるが、その全体の分量が少ないため、紙面への複製を行うと不可避的に著作物の一部分以外の部分が複製されてしまうもの」について、一部分という原則によれば遮蔽等をすべきだが困難なので、「同一紙面（原則として1頁を単位とする）上に複製された複製対象以外の部分」については、遮蔽等を行わなくてよいとする合意。

ただし、それによって和歌集全体や大部分を複製することは不可。
また、「楽譜・地図・写真集・画集（書を含む）・雑誌の最新号」は適用不可。

21

条文を読む：「定期刊行物」

発行後相当期間を経過した定期刊行物に掲載された個々の著作物にあつては、その全部

↓

発行後相当期間＝次号が発行されるまで

年鑑等は発行後3ヶ月とみなされている

※発行か、館に到着か、提供開始か等は、図書館による判断（「できる」）

定期刊行物＝終期が予定されず、同一の表題のもと、巻号や年月次の順に継続的に刊行される資料。新聞・雑誌・白書・年鑑…

個々の著作物にあつては＝刊行物全体は複写できず半分まで（編集著作物）

相当期間を経過して「いない」定期刊行物＝最新号については、条文上は個々の著作物の半分までとなる。ただし、権利者の利益や資料の利用頻度等を鑑み、複写不可としている図書館もあり、サービス範囲は図書館による判断（「できる」）

22

条文を読む：「一人につき一部」

一人につき一部提供する

↓

複数部（友人の分など）は認められない

逆に、2名で来てそれぞれ前半と後半を複写するような行為は、著作権法の趣旨を逸脱すると考えられる

23

条文を読む2：保存のための複製

図書館資料の保存のため必要がある場合

↓

劣化しやすい新聞のマイクロフィルム化・古書の電子化など
(原本を廃棄することは求められていない)

※なお、アーカイブ等としてインターネット上で提供することは、公衆送信権が働くためこの規定のみでは行えない。



24

条文を読む3：絶版等資料の提供

他の図書館等の求めに応じ、絶版その他これに準ずる理由により一般に入手することが困難な図書館資料（以下この条において「絶版等資料」という。）の複製物を提供する場合

↓

他の図書館等＝公立図書館・国立国会図書館・大学図書館等

絶版等資料＝長らく出版情報がない・古書店等にも並んでいないといった状態（高額なので購入が困難・海外の資料で購入に時間がかかるといった理由は該当しない）



25

3 こんなときどうする



26

こんなときどうする：ご注意

ここまで確認してきた、著作権法の条文をしっかり読み込めば、多くの著作権判断は問題なく行えるはずです。

ここでは、条文のところで解説した事項の復習のような例題や、実は著作権とは関係のない例題などを示します。

ただし、例題はあくまでも例です。

各図書館の決定により法の上限未満のサービスを提供すること、あるいは、著作権者の了解により上限以上のサービスを提供できることはあります。

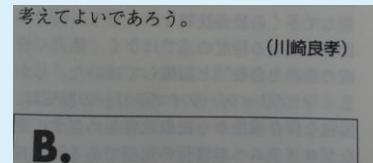
これまで見てきたとおり、各図書館が責任を持ち、複写物を利用者に提供することが、法に規定された「図書館等における複製」という権利制限の対象となる行為です。

複写サービスの提供主体が各図書館であるという大前提のもと、判断を行なう一助としてください。

27

こんなときどうする：1著作物の単位

「『図書館ハンドブック 第5版』I 総論のうち「A 図書館とは何か」の全文を複写したい」



↓

目次には記載がありませんが、当該部分末尾に執筆者名が記載されており、「A 図書館とは何か」を1著作物と考えるのが妥当と思われます。
よって、1著作物の半分までという原則から、全文ではなく「A 図書館とは何か」の半分まで複写可能と考えられます。

28

こんなときどうする：撮影は著作権法違反？

「資料の撮影は著作権法違反なのでやめてください」

↓

資料の撮影は法第30条「私的利用のための複製」にあたり、権利制限（著作権者の複製権の制限）対象と考えられます。手書きで文章を書き写すことなどと同様ですから、著作権法上は違法とは見なせません。

一方、図書館には施設管理の権限がありますので、著作物の宝庫である図書館の役割や、静謐を保つ観点、図書館の自由の一つである利用者の秘密を守る観点から、撮影を禁止することは可能と考えられます。

「利用者の秘密や静かさを保つため、館内での撮影は禁止しております」

※法で禁止されているわけではない（cf. 暴行や窃盗なら禁止されている）ので、周知のために、利用規則や掲示で明示することが他の行為以上に重要ではないでしょうか。

29

こんなときどうする：私的複製との違い

「借りていけばコンビニで全部コピーできるのに、図書館では半分までしかコピーできないのは理解できない」

↓

帶出しての複製は「私的利用のための複製」、館内での複製は「図書館等における複製」と、それぞれの権利制限規定が異なります。

本来は、どちらの場合でも複製する権利は著作権者に専属するものです。そうであるところを、一定の条件下で著作権者の権利を制限することで、複製が可能となっているので、それぞれの理由によって制限の範囲が異なってきます。

また、私的複製の場合でも、インターネットにアップロードしたりメールで送信したりすることは私的複製の範囲に収まりませんのでご注意ください。

30

こんなときどうする：編集著作物

「現代の学者が選んだ『江戸時代淨瑠璃傑作集』を全部コピーしていきたい」

↓

江戸 자체の著作者の著作物は基本的に著作権保護期間が満了していると考えられますが、現代の学者が傑作を選んだということなので、編集著作物としての著作権は存在すると思われます。

個々の作品は全文複写可能ですが、全体の半分までという制限が必要ではないでしょうか。

他の資料に同じ作品が掲載されていれば、一部の作品をそちらから複写することは可能だと思われますが……（ただし結果としてまったく同じ配列の作品集となり「私が選んだ傑作集」などと称すれば、それはそれで道義的な問題だけでなく編集著作権の侵害となるでしょう）。

31

こんなときどうする：地図の著作権

「地図帳の見開きをコピーしたい。地図は地形を写しただけなので著作物ではない。一枚ものの地図ではなく地図帳なので半分以下である。あるいは見開きが1著作物でも写り込み規定を使いたい」

↓

3つの論点を分けて考えます。

1. 地図の著作物性
地形を分かりやすくするため各種の工夫がなされているので、著作物となります。（法第10条第1項第6号にも例示されています。）

2. 地図帳の1著作物の単位
地図帳に掲載されている1つ1つの図を1著作物とします。通常は見開きですが、1ページに複数の地方が含まれているなどの場合には1つ1つの図が1著作物となるでしょう。

3. 写り込み規定
樂譜・地図・写真集・画集（書を含む）・雑誌の最新号は適用不可とされているため、利用できません。³²

こんなときどうする：付図や挿絵

「画集や写真集では個々の作品が1著作物ですが、論文の付図や写真、小説の挿絵は1著作物なのでしょうか。半分まで？」



論文等と図等の主従の関係を考えることが必要と言われています。
論文等が主であり、図等がその理解を助けるためのものであれば、説明資料として論文等の一部となっている（論文等の半分まで）と考えられます。
絵画等が主であれば、絵画等の半分までとなります。

また、画集・写真集等は通常書き込み規定の対象外です。

33

こんなときどうする：自筆原稿の複写

「貴館が所蔵している有名作家A氏の自筆原稿をTV番組のために複写したいのですが」



「図書館資料」ではありますし、著作物は有体物である原稿そのものではないので、作品が出版されたのであれば「公表された」ものもあると考えられます。
しかし、自筆原稿と出版物（著作物の複製）の間に校正などで内容の変化があることも考えられます。また、番組を放送することは公衆送信となりますので、少なくともその行為には「図書館等における複製」の権利制限は及びません。
寄贈・寄託された際の条件などもあるでしょうし、まず著作権者（著作権継承者・出版社等）に連絡することを推奨すべきだと思われます。

34

こんなときどうする：定期刊行物の半分以上

「100ページの雑誌に80ページの論文が掲載されているのですが、雑誌の半分までだと50ページまでしかコピーできないのですか？」



80ページ全部が複製可能です。
発行後相当期間を経過した（通常「最新号でない」）定期刊行物に掲載された個々の著作物は全体が複製可能です。また、編集著作物としての権利は著作物どうしの配列など編集内容を利用するときに関係するものですので、1著作物のみを複製することには及びません。

35

なお

クリエイティブコモンズ・視覚障害者のための電子化許可など意思が表明されている場合
利用者が権利者の許諾書を持参した場合
等は、著作権者から許諾を受けているので、著作権の制限規定によって複製することとは別の話となります。

複製は、図書館における著作権とその制限の中でも、論点となることが多い行為です。

- 著作権が働かない場合（権利が存在しない・保護期間が満了した）
- 著作権が制限される場合（各種の制限規定）
- 著作権者の許諾を得ている場合（データベース等の利用規程・刊行物など）

それぞれを理解し、知的創造活動の成果である著作物の保護と、新しい知的創造活動である利用者の調査研究への活用を、両立させていくことが重要です。

36

ご清聴ありがとうございました



37